

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について (令和3年7月30日開催)

1 委員

- ◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
調査本部 チーフエコノミスト
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター特任教授
(◎は会長)

2 議事

- ① 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(案)」について
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定により休業又は営業時間の短縮を要請した施設のうち、当該要請に応じない各施設に対して、同法第45条第3項の規定により、命令を行うことについて

3 審議会の意見等

- ① 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(案)」については、適当である。
- ② 特措法第45条第3項の命令を行うことについては、適当である。

(猪口会長)

- ① 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(案)」について
昨日のモニタリング会議では、連日の新型コロナ感染症新規陽性者の増加を受けて、「7月27日には、1日で発生した新規陽性者数が過去最多(1月7日、2,459人)を超えて2,827人となった。さらに、7月28日には3,162人となり、これまで経験したことのない爆発的な感染拡大に向かっている。」とのコメントが出た。さらに昨日7月29日の新規陽性者は過去最高を更新して3,865人であり、7日間移動平均の増加比は161.9%となって、さらなる拡大が続くことは間違いがない。同モニタリング会議で、緊急事態措置によって人流がある程度抑えられてはいるが、デルタ変異株の感染力が強く、少なくとも第3波、第4波程度に人流が抑制されないと感染を抑えることが難しいとのコメントも発せられた。医療提供体制では、重症患者こそ第3波、

第4波のように増えてはいないものの、若年・中年者感染者の急激な増加によって、既に3,000床近くが入院患者を受け入れており、入院調整が難航してきている。このまま新規陽性者が増え続ければ入院医療が破綻することは時間の問題である。また、自宅療養者と入院等調整中の新規陽性者が約10,000人に達していて、健康観察を行わなくてはならない患者が都内に分散しているため、こうした患者に対しても医療資源を割いていて、なおかつワクチン接種にも医療人を動員している。要するに、このまま感染が拡大し続ければ、医療提供がうまくなされなくなり、重症化を防ぐことができなかつたり、重症者の覚知が遅れたりすることによって不幸な事象が起こりうる状況である。

一方で、ワクチン接種により65歳以上の高齢者の感染は非常に抑制されており、まだワクチン接種が進んでいない40代、50代の重症患者比率が高まっている。ワクチン接種の有効性は明確であり、なるべく早期にワクチン接種を目標数にまで完遂することが重要である。感染拡大は医療をひっ迫させ、ワクチン接種を遅らせてしまう可能性もあるため、感染拡大を何としても阻止しなくてはならないが、現状では緊急事態措置以外には有効な方法は明確ではない。

したがって、緊急事態措置を延長し8月31日までとすることは、致し方ないことと考える。また、この延長措置をもって人々の意識がより感染抑制に向かうことを願う。以上、東京都の緊急事態措置（案）は適と考える。

- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定により休業又は営業時間の短縮を要請した施設のうち、当該要請に応じない各施設に対して、同法第45条第3項の規定により、命令を行うことについて

上記のように緊急事態措置の遂行こそ、ワクチン接種種が十分になされるまでは感染拡大を抑制する方法がない中で、その実効性を高めることは重要である。当該要請に応じない各施設に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた命令がなされることは致し方ないと考える。以上

（太田委員）

足元の新規感染者数は当初の想定を大きく上回るペースで拡大している。緊急事態宣言後も人流が十分抑制できていないことに加え、デルタ株の感染力の強さがうかがえる状況である。

65歳以上の高齢者を中心にワクチン接種が進展しているものの、接種完了者が未だ東京都人口の2割程度にとどまっている状況下では、人流を抑制する以外に感染拡大を抑え込む有効な策はない。

既に過去最高の感染者数を記録していることに加え、人流抑制効果が現時点で限定的なことに鑑みると、8月上旬にかけて感染者数はさらに増加すると予想される。

感染者数のさらなる増加を受けて、医療体制のひっ迫状況も深刻さを増すと考えられる。東京都の重症病床使用率は既にステージⅣの水準にあり、今後さらなる上昇が見込まれる中、医療体制のひっ迫状況が改善に向かうまでには相当の時間を要するだろう。現在の緊急事態宣言措置の期限である 22 日までに医療体制のひっ迫状況が緩和するとは見込みづらく、その点において期限を 31 日へと延長することは妥当な判断だと考える。

また、新たに設けた期限までに医療体制への負荷を軽減させるためには、何よりも新規感染の拡大を抑え込むことが重要である。そのためには、不要不急の外出を控えるよう都民に強く要請するとともに、主要な感染源の 1 つとなっている飲食店等の休業ならびに時短営業（酒類の提供禁止）を徹底することが何よりも求められる。

既に休業要請・時短要請に従っていただいている施設・事業者の方との不公平感の高まりも懸念される状況だ。その点において、休業もしくは時短要請に応じていただけない施設・事業者に対し、より踏み込んだ「命令」を行うことは是認される措置と考える。

見回りの強化と合わせ、強い措置を講じることで、休業要請・時短要請の実効性を高めることが期待される。

なお、デルタ株の感染力の強さは侮れない。こうした措置にもかかわらず、人流抑制・感染抑制効果が十分に見込めない場合には、商業施設の営業自粛やイベントの無観客開催など、もう一段の踏み込んだ措置を想定しておく必要があるだろう。

（大曲委員）

審議事項に賛成致します。

今回の緊急事態宣言の発令後 2 週間以上が経過しました。しかし新規陽性者数および重症者数の増加はおさまる傾向が全く見られません。現時点では効果は得られていないと判断します。宣言前後の都内での滞留人口の変化は少なく、デルタ株の伝播性の強さから考えても、今回の対策で効果が出るには時間がかかる可能性があります。よって宣言期間の延長が必要であります。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 2 項の規定により休業又は営業時間の短縮を要請した施設のうち、当該要請に応じない各施設に対して、同法第 45 条第 3 項の規定により、命令を行うことについては、多くの事業者が要請に協力されている中で、一部の事業者の協力が得られない状況であり、これにより感染経路が絶たれずに残ってしまっている事実があります。また、このような事業者とその利用者の存在が報道などで伝えられていますが、これは他の事業者や緊急事態宣言に協力している都民の前向きな協力意識を削ぐものです。これは結果的に緊急事態宣言の有効性を損ねます。

(紙子委員)

1 議題①についての意見

東京に出されている緊急事態宣言の期間延長に伴い、緊急事態措置を8月31日まで延長することは適切であると考えます。

東京で連日過去最多の新規陽性確認が続いており、医療提供体制についても、都が7月26日に通常医療の一部制限を都内医療機関に要請したほどに、ひっ迫の危機が目前になっている。背景に、検査を受けていない無症状の市中感染も広がっていると予想される。

感染爆発の危機下においては、生存権を保障する安全で質の高い医療が、いつでも受けられるものではなくなる。昨年からは日本全国で見れば、コロナ感染症で入院調整を待ち自宅でお亡くなりになった方があり、また通常医療において入院待機や手術延期を余儀なくされ、治療が遅れて予後も悪化する事態が起こっている。他方で、社会経済活動を一律に停止すれば、社会の最も脆弱な人たちが大きな打撃を受け回復が難しい一方、金融緩和策による株価上昇が起き、社会の格差が広がることも、私たちはこの1年半あまりで経験した。

私たちは、望ましい社会につながる行動を選び、誰もが安心して暮らせる社会を創っていく責務がある。安全に生活でき、必要なときに誰でも良質な医療が受けられる公衆衛生・医療体制を守るためには、どのような選択をすべきなのか。長期的には、投票や意見表明等の政治参加を、目前の感染急拡大に対しては、各自が感染予防策を実行し、ワクチン普及や治療薬開発の状況を踏まえ、科学的知見に沿って感染拡大をさせない行動をしていくほかない。私たち一人ひとりの市民が、この先の社会の姿を決めていく当事者である。

上記は、東京都の諮問の措置案に対する意見としては、的を外れているかもしれない。都に対しては、今回の措置内容が、相当に強い行動・営業への規制を加え続けるものであり、現状の是認ではないことを強調していただきたいと考える。

2 議題②についての意見

本諮問は、本年7月12日より緊急事態宣言が東京に発せられたために、改めて新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条3項に基づく命令を諮問されたものである。

前記のように、従来経験のない爆発的感染増加が起きている現在、法律に設けられた手段は活用して、酒類提供・営業時間制限に関する要請に応じている施設と、応じない施設に対する対応をしっかりと分けていくべきであろう。

したがって、上記諮問の命令を行うことは妥当であると思料する。

(濱田委員)

① 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等(案)」について

東京都では7月12日から緊急事態措置が実施されているが、7月末の時点でも新規感染者数は急増しており、今後もさらなる増加が予想されている。こうした事態において、緊急事態宣言を8月31日まで延長することについて異議はない。今後、神奈川県、埼玉県、千葉県でも緊急事態措置が実施される予定であり、こうした連携による効果を期待したいところである。ただし、以下の点について検討をお願いしたい。

・新たな措置の必要性：現在の緊急事態措置は酒類を提供する飲食店への休業要請など、ある程度の厳しい措置がとられているが、それでも新規感染者数は増加している。このため、さらに厳しい措置を今後の状況によっては検討すべきである。たとえば、第3回目の緊急事態措置の初期に出されていた、大規模販売店や遊戯施設などへの休業要請も、人流抑制のためには必要かもしれない。

・都民の危機意識の共有：第5波の流行では、都民の危機意識が以前の流行時に比べて希薄になっている。これはオリンピックの開催中であることや、高齢者の感染が少ないため、重症者の増加が顕著ではない点などが考えられる。こうした状況を改善し、強い危機意識を都民に共有してもらうための情報提供などを検討いただきたい。

・中長期的対策の提示：第5波の流行だけでなく、新型コロナの流行を終息させるためにはワクチン接種を拡大することが欠かせないものである。緊急事態措置はワクチン接種が拡大するまでの一時的な対応であるとも言えるだろう。こうした中長期的な流行対策を提示することが、都民の協力を得るためには必要と考える。

② 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定により休業又は営業時間の短縮を要請した施設のうち、当該要請に応じない各施設に対して、同法第45条第3項の規定により、命令を行うことについて

本件については法律に基づいて適切に対処することが必要であり、命令を行うことについて異議はない。